



複式簿記による財務諸表  
(貸借対照表、損益計算書  
など)という、その対象  
は、もっぱら営利を目的と  
する株式会社のみであると  
考えられがちである。しか  
しながら、近年、その対象  
は非営利団体、地方公共団  
体などにも広がり続けてお  
り、関連する法律の整備も  
進んでいる。つまり、企業  
会計のルールを積極的にこ  
れら非営利団体、地方公共  
団体などにも導入し、その

### 国、地方公共団体の会計・監査

とで、「お金」が動くこと  
は例外なく、世界中で使  
われている複式簿記、会計  
の知見を活用すべきとい  
う考えである。また、これ  
は非営利団体、地方公共団  
体などへのいわゆる営利を  
目的としない公会計領域  
に關しても、株式会社と同  
様に第三者である公認会  
計士、監査法人による監査  
制度を導入し、作成される  
財務諸表の信頼性を高め  
るための制度拡充も行われ  
ている。

さて、非営利団体とは、  
政府関連組織体として独立  
行政法人、国立大学法人、  
政治団体などがある。独立  
法人、学校法人などがあり、  
それぞれの業法により会計  
基準が決められ、その規模  
などに応じて公認会計士又  
は監査法人の監査が義務付  
けられている。

これらの仕組みが国、都  
道府県、市町村などの地方  
公共団体ではどのようなな  
っているのか。前述したよ  
うにこれらの領域において  
も複式簿記、企業会計の知  
見を導入する流れではあ  
る。しかしながら、ご承知  
のように「予算」に關して  
は、大きな関心を寄せられ  
ているが、これらの結果で  
ある「決算」はほとんど議  
論にはなっていない。監査  
という視点では国の決算書  
では内部者である会計検査  
院の検査制度のみがある。  
時々、その検査結果、税金  
の無駄使いが報道されたり  
もしている。また、地方公  
共団体では内部の監査委員  
による内部監査が行われ、  
自治体によっては部分的な  
外部の包括外部監査制度を  
導入している。

## 公会計にも会計士

### 知見の積極的活用を

実態(収支状況、財政状態)  
を詳らかにしているとい  
う流れである。  
これはある意味当然のこと



愛知淑徳大学ビジネス学部教授  
公認会計士 前田 篤

#### 前田 篤

行政法人は現在、90弱法人  
程度あり、消費者庁所管の  
国民生活センター、財務省  
所管の造幣局、厚生労働省  
所管の国立がん研究センタ  
ーなどである。これら全て  
の独立行政法人には会計検  
査院の検査が行われ、さら  
に規模の大きな独立行政法  
人に対しては公認会計士又  
は監査法人による監査が行  
われている。

政府関連組織体以外の非  
営利団体としては、一般財  
団法人、NPO法人、医療  
法人、社会福祉法人、宗教  
法人、学校法人などがあり、  
それぞれの業法により会計  
基準が決められ、その規模  
などに応じて公認会計士又  
は監査法人の監査が義務付  
けられている。

これらの仕組みが国、都  
道府県、市町村などの地方  
公共団体ではどのようなな  
っているのか。前述したよ  
うにこれらの領域において  
も複式簿記、企業会計の知  
見を導入する流れではあ  
る。しかしながら、ご承知  
のように「予算」に關して  
は、大きな関心を寄せられ  
ているが、これらの結果で  
ある「決算」はほとんど議  
論にはなっていない。監査  
という視点では国の決算書  
では内部者である会計検査  
院の検査制度のみがある。  
時々、その検査結果、税金  
の無駄使いが報道されたり  
もしている。また、地方公  
共団体では内部の監査委員  
による内部監査が行われ、  
自治体によっては部分的な  
外部の包括外部監査制度を  
導入している。

まえだ・あつし 監査論、会  
計実務。慶応義塾大学経済学部  
卒業。監査法人伊東会計事務所  
(現PWC Japan)有限責  
任監査法人)などを経て現職。  
1959年生まれ。

政府関連組織体以外の非  
営利団体としては、一般財  
団法人、NPO法人、医療  
法人、社会福祉法人、宗教  
法人、学校法人などがあり、  
それぞれの業法により会計  
基準が決められ、その規模  
などに応じて公認会計士又  
は監査法人の監査が義務付  
けられている。

これらの仕組みが国、都  
道府県、市町村などの地方  
公共団体ではどのようなな  
っているのか。前述したよ  
うにこれらの領域において  
も複式簿記、企業会計の知  
見を導入する流れではあ  
る。しかしながら、ご承知  
のように「予算」に關して  
は、大きな関心を寄せられ  
ているが、これらの結果で  
ある「決算」はほとんど議  
論にはなっていない。監査  
という視点では国の決算書  
では内部者である会計検査  
院の検査制度のみがある。  
時々、その検査結果、税金  
の無駄使いが報道されたり  
もしている。また、地方公  
共団体では内部の監査委員  
による内部監査が行われ、  
自治体によっては部分的な  
外部の包括外部監査制度を  
導入している。